

## 火災とまぎらわしい煙又は 火災を発生おそれのある行為の届出について



高野町火災予防条例第 45 条の規定に基づき、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為※を行う場合は、前日までに消防長（消防署長）に届出書を提出しなければなりません。

これは、消防が通報を受けたときに本当の火災かどうかを判断する上で必要であることから、事前の届出を必要としているもので、この届出によって当消防本部が焼却等の行為を許可するものではありません。

また、この行為を行う時の気象状況、煙・異臭等による苦情等、火災予防上不適切であると認められる場合は、状況に応じて消防隊や生活環境課が現地調査を行い、消火活動や改善命令及び行政指導を行う場合があります。

※火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為とは、煙霧消毒（くん煙剤）、キャンプファイヤー、護摩供養等、火災と誤認するおそれのある煙又は火災を発生する行為です。

なお、この届出は、やむを得ない場合に限り口頭（電話を含む）により行うこともできます。